

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

先住民の知的財産と『先住民の知的財産問題』

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 敦規 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/00008566

先住民の知的財産と『先住民の知的財産問題』

伊藤敦規*

※いとう あつのり

札幌市出身。国立民族学博物館文化資源研究センター助教。専門は社会人類学、アメリカ先住民研究。アリゾナ州やニューメキシコ州の先住民と共に、博物館資料やアート商品などについて、知的財産権の側面から協働管理の実践的研究を行っている。論文に「博物館標本資料の情報と知識の協働管理に向けて」『国立民族学博物館研究報告』35巻3号(2011年)、「協働作品としての『ホピ・ズニ作家展』」岸上伸啓(編)『北アメリカ先住民の社会経済開発』(みんぱく実践人類学シリーズ4巻)(2008年)などがある。

1. 知的財産と知的財産権

法律用語では、家具や宝飾品といった動産や、土地や建築物といった不動産などの可視的なモノ（有体物）を有体財産（corporeal property）と呼び、それらに対して市民による独占的な支配権を「物権」（real rights）と呼んでいます。それとは別に、学術論文、美術作品、音楽作品、発明、発見、デザイン、商標、データベース、コンピューターのプログラムなどは、無体財産（intangible property）と称され、有体財産とは区別されています。法律上でいう財産の指示範囲には、有体財産だけではなく、預金債権としての預貯金、店舗の賃借権のような債権やそれを紙にした有価証券や、先に挙げた美術作品や信用や技術や発明や発見やノウハウといった目に見えない無形の精神的創作活動の所産で財産的価値のあるもの、つまり、知識や情報といった知的財産（intellectual property）も含まれるのです。こうした知的財産を保護する諸権利を知的所有権、もしくは、より汎用性のある用語となった知的財産権（Intellectual Property Rights、以下IPRsと略称）といい、その諸権利を保護する法律の総称が知的財産法です。

IPRsに関する初期の国際条約には、著作権の国際的な保護を目的としてスイスのベルンで1886年に締結した「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下、ベルヌ条約と略称）」と、工業所有権の国際的保護を目的として1883年にパリで締結した「工業所有権の保護に関するパリ条約（以下、パリ同盟条約と略称）」があります。これら二つの国際事務局は1892年に知的所有権保護合同国際事務局として統合されました。さらに1970年には知的財産に関する国際事務局の世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization、以下WIPOと略称）へと発展解消しました。国際連合（以下、国連と略称）の専門機関の一つとなったWIPOは、現代においてIPRsに関する包括的で国際的な協議を行う場として機能しています。そして、数ある国際的フォーラムの中でも知的財産権や遺伝子資源の問題について最も専門的かつ包括的な検討を行っているのが、WIPOの下部組織の一つの「知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会」です。

ではWIPOが定めるIPRsとはどういった内容なのでしょうか。1967年のWIPO設立条約は、以下の8点から知的財産とそれらに関する諸権利のIPRsを定義しています。

「知的財産」とは下記に関する諸権利を包含する：

1. 文芸、美術および学術の著作物に関する（創作者の）権利
2. 実演家の実演、レコードおよび放送に関する（表現者の）権利
3. 人間の活動の全ての分野における発明に関する（発明者の）権利
4. 科学的発見に関する（発見者の）権利
5. 意匠に関する（制作者の）権利
6. 商標、サービスマークおよび商号その他の商業上の表示に関する（事業者の）権利
7. （知的財産権者が）ニセモノなどの不正競争に対する保護を受ける権利
8. および、産業、学術、文芸、美術の分野での知的活動から生ずる他の全ての権利

（WIPO 設立条約第 2 条第 8 節、番号と括弧は筆者による）

条約に加盟した国家の法制度によって差異が生じるものの、例えば今日の日本においては、IPRs はいくつかの法律で保護される以下に列挙する 6 つの権利の総称ということになります。

①著作権（copyright）

文芸・美術・音楽・学術など、思想、感情を創作的に外部に表現した創作者が有する、複製権・上演権・演奏権・頒布権・貸与権・翻訳権という著作権者の「権利の束」や、著作者人格権（公表権・氏名表示権・同一性保持権）、実演家（俳優、歌手、指揮者、演出家、監督など）と放送事業者などの権利である著作隣接権を保護する。

②特許権（patent right）

技術の進歩を促すため、新規で技術社会に寄与貢献し、産業上利用しうる発明を社会に開示する出願人に、公開の代償として、一定期間に限って、他者が発明を実施することを禁止しうる権利を保護する。

③実用新案権（utility model right）

物品の形状や構造やそれらの組合せの考案を対象とした、創作者の独占権を保護する。

④意匠権（design right）

物品について新規に創作した、工業利用が可能で、視覚を通じて美感を起こさせる審美的創作物の意匠を創作した者に与えられる独占権。

⑤商標権（trademark right）

事業者が製作した商品やサービスの出所の信用を示す商標を保護する。

⑥不正競争防止法（Unfair Competition Prevention Law）の対象となるノウハウを含む営業秘密を保護する権利。

秘密として管理されている生産方法や販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報で、かつ公然と知られていないものを保護する。

上記した WIPO の定義に照らし合わせると、①の著作権は 1 と 2 と 8 に、②の特許権は 3 と 8 に、③の実用新案権は 4 と 8 に、④の意匠権は 5 と 8 に、⑤の商標権は 6 と 8 に、⑥の不正競争防止法で保護される権利が 7 と 8 にそれぞれ該当します。そして知的財産法の専門家の間では、これらの諸権利を文化目的に寄与する①の著作権と、産業目的に寄与する②、③、④、⑤、⑥からなる工業所有権（industrial property right、産業財産権とも呼ばれる）に大別するのが一般的となっています [小野 1998 : 8]。

知的財産が各法律で保護されるということは、各国のそれぞれの国内法令が個別に定める一定の期間の間、創作者が複製する権利（使用权）を占有できること、つまり使用料等の経済的利益の享受を独占的に主張できることを意味します。法による保護期間の間は、創作者が知的財産を独占的に使用できるため、第三者による不正使用やそれによる利益供与が禁止されるのです。言い換えれば、法による保護期間が満了すると、創作者が独占的に行使できる知的財産は公共領域（public domain）に帰すので、第三者による利用の可能性が生じるのです。

さて、知的財産が国際的に協議されていった一つの背景として、1980 年代に盛んになった日米間の通商摩擦がありました。それまでの個々の日米間の通商摩擦は、日本が輸出する特定商品の急増に対する輸出自主規制要請という、日本企業の対米キャッチアップに対する米国の保護主義的対応が特徴的でした。その後 1980 年代に入ると、防衛庁の次期支援戦闘機（FS-X）の開発などの防衛関連技術の双方交流問題をはじめ、半導体や光ファイバー製造技術といった日本企業が製造する特定ハイテク商品の正当な評価やその技術に関する経済的権益問題、つまり工業所有権の帰属をめぐる問題へと焦点が移行していったのです。ロナルド・レーガン政権下の米国は、1988 年の「通商法スーパー 301 条」の制定や同年の「関税法 337 条」の改定などに代表されるように、国内企業の技術開発強化努力を奨励しました。また、特許専門の裁判所である連邦巡回控訴裁判所を設立したのもこの時期でした（1982 年）。米国は行政と司法の双方から、特許権を保護強化するプロパテント政策を進めていったのです [植松 1994 : 2-5]。

加えて、知的財産権の保護強化に向けた政策的動向には、先進諸国による途上国諸国への経済的圧力という南北問題の様相もみられます。知的財産を争点とする「北」の先進諸国と「南」の途上国との間の主要な関心といえば、主に途上国

内で行われる CD などの音楽著作物や、著名なブランドの商標がついた製造物や、プログラム関連のソフトウェアなどの模倣品製造やその輸出行為でした。こうした動きに対して、オリジナルを製造する先進諸国の企業やフランスのユニオン・デ・ファブリカンなどの業界団体がロビー活動を展開し、それを受けた先進諸国政府は「関税および貿易に関する一般協定（以下、GATT と略称）」や「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下、TRIPS 協定と略称）」の違反として、国際司法の場でこうした問題を指摘したり、IPRs の保護強化を関係途上国諸国政府機関に要請・交渉する政策をとってきたのでした。

ちなみに近年の日本国政府の知的財産戦略についてみると、製造面において急成長をみせる発展途上国の技術力や価格競争力に対応するために、1996 年 12 月に「21 世紀の知的財産権を考える懇談会」が発足したのを皮切りに、小泉純一郎政権の下で 2002 年 2 月に首相直属の知的財産戦略会議が設立され、翌 2003 年には通称「知的財産戦略本部」として知られている知的財産基本法施行・知的財産戦略本部が内閣官房下に発足したことが記憶に新しいと思われます¹⁾。今日、知的財産立国を目指す国家は、途上国など他国による知的財産の不正使用を防ぎ、自国の産業を保護・促進することで将来的な国益を確保するために、以前にも増して IPRs の国際的保護に注目するようになってきています。

1) 知的財産戦略本部は、知的財産基本法（2002 年法律第 122 号）の制定・施行によって設置された、本部長を内閣総理大臣とする政策会議のことです〔首相官邸〕。

2. 先住民の知的財産と「先住民の知的財産問題」

IPRs に関する各国政府の主たる政策は、近年経済的価値の重要性が増大していく知的財産に関連する国内企業の産業育成という経済保護政策との関わりが強いといえるでしょう。そのため IPRs の国際的な議論は、上記したように通商摩擦の側面に関連する内容が多くを占めていて、結果として工業所有権の特許権の帰属を争点とした係争や協議が目立ちます。しかしながら、一般的な知的財産問題に対する、「先住民の知的財産問題」という先住民の伝統的知識（Indigenous Traditional Knowledge）の法的保護に関する問題系も存在していて、世界貿易機構（以下、WTO と略称）や国連や国連の専門機関である WIPO などの国家間協議の場で同時並行的に活発に議論されるようになっていきます。以下では、関連国際機関における議論の推移とそこで争点となる諸項目を整理することで、「先住民の知的財産問題」ならではの特徴を明らかにしてみたいと思います。

2) 詳細は細川の連載記事を参照
[細川 2009a、2009b、2009c、2009d、2009e、2009f、2010a、2010b、2010c、2010d、2010e、2010f、2010g、2010h、2010i、2011]。

(1) 「伝統的知識」と「先住民の知的財産」

2010 年 10 月に愛知県名古屋市にて生物多様性条約第 10 回締約国会議（通称 COP10^{コップ・テン}）が開催されました。その議題の一つは、先住民居住地から採取される遺伝子資源に関する問題でした²⁾。「先住民の知的財産問題」とは、下記に詳し

く記すバイオ・パイラシー（生物遺伝子資源への海賊行為）や、フォークロアの表現（Expressions of Folklore、以下 EoF と略称）もしくは伝統的文化の表現（Traditional Cultural Expressions、以下 TCEs と略称）の第三者による不正使用などの問題視される行為のことを指す場合と³⁾、先住民による伝統的知識へのアクセス権や慣習法に基づいた管理方法といった先住民が集団的に保持する諸権利について、現行知的財産法制との整合性を検討したり、国際的な枠組みにおいて法整備を進めて保護の実現を目指す一連の議論を指す場合とがあります。

まず、「先住民の知的財産問題」の文脈で頻繁に登場する「伝統的知識」という用語の指示範囲について簡単に紹介します。ここでいう先住民の伝統的知識は、対象をどのように設定するかによって、しばしば、狭義・広義・より広義の伝統的知識として3類型されます。分類を行ったのは、国連人権委員会（通称 UNHCHR）の先住民作業部会のエリカ・イレーヌ・ダエス（Daes, Erica-Irene）議長（当時）でした⁴⁾。彼女は、①狭義の伝統的知識を「自然との密接な関わりの中で集団によって世代を越えて培われた農業的知識、科学的知識、技術的知識、生態学的知識、医学的知識および生物多様性関連知識等の総体」とし、②広義の伝統的知識を、「狭義の伝統的知識に、EoF、言語的要素（地理的表示）、意匠、動産文化財（美術工芸品・民俗資料・歴史資料）などを加えたもの」、そして③より広義の伝統的知識として「遺産（広義の伝統的知識に加え、人間の遺体及びゲノム情報等）、聖地や遺跡・史跡および埋葬地のような不動文化財、先住民の生活を記録した写真や映画等の民族誌的記録物」と分類したのです。

EoF の不正使用に関する法的保護に限定してみると、既に 1967 年のベルヌ条約の改訂に向けたストックホルム外交会議において、現行著作権法に基づく保護の可能性の可否が議論されました。その後 1970 年代後半になると、不正使用されるのは多くがその国外であるために国内法のみでの対応が十分ではないとして、新たな特別立法の制定による保護が WIPO で協議されていくことになりました。その流れにおいて 1982 年の「不正利用及びその他の侵害行為からフォークロアの表現を保護する各国国内（立）法のためのモデル規定」（WIPO-UNESCO^{ユネスコ}モデル法令）が検討され、さらに 1994 年には、国連の先住民に関する作業部会が「先住民の権利宣言原案」を提出しました。その後ダエスは、1998 年 7 月に開催した WIPO の第一回「知的財産と先住民会議」の基調演説にて、生物多様性、EoF、伝統的知識の法的保護を「先住民の知的財産」の問題とまとめ、以後様々な国家間協議の場で議論される際に「先住民の知的財産問題」と総称されることが多くなったのです [高倉 2000 : 659]。さらに、国連教育科学文化機関（通称 UNESCO）は、2003 年に「無形文化遺産の保護に関する条約」（2006 年発効）を採択し、2005 年には「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する

3) 先住性を有さないものの、強制移住などによって故地を離れた後に長年に渡って独自のコミュニティを形成してきた、カリブ海地域のアフリカ系住民や、米国ペンシルバニア州のアーミッシュ、ミシシッピ海岸のベトナム系漁民、ブラジルのヨーロッパ系との混血であるカボクロス（Caboclos）などは、「伝統的コミュニティ」と呼ばれることもあり、彼らの TCEs も法的保護に向けた対象となる場合もあります [TORSEN and ANDERSON 2010 : Note 12]。

4) 国連経済社会理事会は 1982 年に「差別防止・少数者保護小委員会（人権小委員会としばしば略称される）を設置し、同小委員会は 1999 年に人権促進保護小委員会に改称しました。先住民作業部会は、この小委員会の下の一つの部会です。

条約」(2007年発効)を採択して、EoFの国際的保護に向けた取り組みを実行しています。

そして、「先住民の知的財産」に関する権利の範囲は、2007年9月に国連が採択した「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の、文化や宗教や歴史などの権利について規定した第11条、第12条、第13条、第31条において、国家がとるべき措置とともに明記されることになったのです。

第11条

1. 先住民族は、その文化的な伝統及び慣習を実践し、及び再活性化させる権利を有する。これには、考古学的及び歴史的な場所、工芸品、意匠、儀式、技術並びに視覚的及び舞台的芸術並びに文学のような、自己の文化の過去、現在及び未来の表現を維持し、保護し、及び発展させる権利が含まれる。
2. 国は、先住民族の自由で事前の及び事情を了承した上での同意なしに、又はその法、伝統及び慣習に反して奪われた先住民族の文化的、知的、宗教的及び精神的財産については、先住民族と協力して設けた、原状回復を含む、効果的な仕組みによる救済を行わなければならない。

第12条

1. 先住民族は、その精神的及び宗教的な伝統、慣習及び儀式を表現し、実践し、発展させ、及び教育する権利、その宗教的及び文化的な場所を維持し、保護し及び干渉を受けることなく立ち入る権利、儀式用具の使用及び管理の権利並びにその遺体及び遺骨の返還に対する権利を有する。
2. 国は、関係する先住民族と協力して設けた公正で透明かつ効果的な措置によって、国が保有する儀式用具並びにその遺体及び遺骨へのアクセス並びに / 又は返還を可能にするよう努めなければならない。

第13条

1. 先住民族は、その歴史、言語、口承伝統、哲学、表記方法及び文学を再活性化し、使用し、発展させ、及び未来の世代に伝達し、並びに共同体、場所及び人にその固有の名称を付し、及び継続的に使用する権利を有する。
2. 国は、この権利が保障されることを確保するため、また、必要な場合には通訳の提供又はその他の適当な手段によって、先住民族が政治的、法的及び行政的手続を理解し、及びそれらの手続において理解されることを確保するため、効果的な措置をとらなければならない。

第31条

1. 先住民族は、その文化財、伝統的知識及び伝統的な文化的表現並びに人間やその他の遺伝物質、種子、薬品、動植物の特性についての知識、口承

伝統、文学、意匠、スポーツと伝統的競技並びに視覚的及び舞台的芸術を含む自己の科学、技術及び文化の表現を維持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有する。また、先住民族は、この文化財、伝統的知識及び伝統的な文化的表現に係る知的財産を維持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有する。

2. 国は、先住民族と協力して、これらの権利の行使を承認し、及び保護するため、効果的な措置をとらなければならない。

[北海道大学アイヌ・先住民研究センター訳 2008]

(2) バイオ・パイヤシーとその対応

「先住民の知的財産」の「不正使用」に関する問題の概要を把握するため、バイオ・パイヤシーと EoF もしくは TCEs の不正使用の具体例を紹介しておくのが有益だと思われます。バイオ・パイヤシーとは、先進国企業が生物多様性 (biological diversity) の豊富な先住民の居住地域に押し寄せ (グリーン・ラッシュ)、先住民や先住民を包含する国家から許可を得ずに伝統的医療の知識などを国外に持ち出し、主に先進国内で製薬特許を取得して、製薬から発生する商業的利益を先住民に分配せずに特許取得企業が独占する行為のことをいいます。

この問題について、インド出身の科学者で環境活動家のヴァンダナ・シヴァ (Vandana Shiva) や、カナダを本拠地とする国際 NGO の農村生活向上国際基金 (通称 RAFI) らが非難を行ったことが一つのきっかけとなって、一般に地球サミットと呼ばれる 1992 年にリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議 (通称 UNCED)」において、先住民の伝統的知識の保護や、特許申請と製品化による商業的利益配分について定めた生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity、以下 CBD と略称) の締結に向けた道筋が整い、CBD は翌年の 1993 年に発効しました [大澤 2002a: 1]⁵⁾。また、国連食糧農業機関 (通称 FAO) は、2001 年に「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する条約」を採択し、2004 年に発効しています。

5) バイオ・パイヤシーの具体例と、諸国際機関における議論の詳細は、田上を参照 [田上 2008]。

(3) EoF の不正利用とその対応

続いて EoF もしくは TCEs の具体的な紹介をします。その前にこの文脈における「フォークロア」の定義をみてみましょう。WIPO はそれを、『民間伝承』や『民族文化財』などと呼ばれるものであり、ある社会の構成員が共有する文化的資産である伝承の文化表現を意味する。具体的には、民族特有の絵画、彫刻、モザイク等の有形なもののほか、歌、音楽、踊り等の無形のものも含まれる」と定義しています [文化審議会著作権分科会 2006]。

さらに、先に挙げた WIPO の IGC に関して日本の担当窓口となっている文化庁文化審議会著作権分科会によれば、諸国際機関において議論されている先住民等の EoF もしくは TCEs の不正利用とは、特定のコミュニティにおいて伝承されてきた、コミュニティにとって精神的価値の高い儀式や音楽や美術工芸品などが、コミュニティ成員以外の者によって大量生産されたり、コミュニティ内におけるあるべき利用形態を越えた「不適切」なアレンジによって第三者に公開されたり、そもそもコミュニティにとって門外不出の内容であったりする聖物や儀礼の様子などが公開されることによって、それらの伝統的な価値が損なわれたり、コミュニティにとっての尊厳を傷つける結果につながることを懸念のことをいいます [文化審議会著作権分科会 2006]。この定義や説明からは、先住民の文化の商品化や慣習法に基づく秘匿性と密接に関連する問題であることが理解できます。

では具体的に、EoF もしくは TCEs の不正使用の事例をみてみましょう。以下ではオーストラリアの先住民であるアボリジニの裁判事例を中心にいくつか挙げてみます。一つは、「ユンブルル対オーストラリア準備銀行事件」です。1988 年、オーストラリア準備銀行は、オーストラリア建国 200 周年を記念した 10 豪ドル紙幣のデザインとして、北部アーネムランド出身のテリー・ユンブルルが儀礼具として制作したモーニング・スター・ポールのイメージ画像を採用しました。この紙幣はポリマー紙幣という合成樹脂が素材として利用されたため技術的な側面から注目されることになったのですが、デザインに関しては制作者と事前に交渉することなく複製しました。この行為に対して制作者のユンブルルは個人で提訴し、創作者の著作権侵害が認められて勝訴しました [シャーマンとワイズマン 2008 : 196、207-209]。

二つ目は「ミルプルル対インドファーン事件」です。アボリジニの画家のジョージ・ミルプルルら先住民アーティスト達は、ベトナムの工場で製造された後にオーストラリアに逆輸入されて販売された絨毯に、事前の問い合わせなく自分たちの作品が画像印刷として複製されたことに対し、その製造元であるオーストラリアの企業を相手取って集団訴訟を起こしました。こちらも判決は著作権侵害が認められて原告団の勝訴となりました [青柳 2006 : 189-190]。

三つ目に「ブルンブルン対 R&T テキスタイル社事件」を紹介します。アボリジニのアーティストであり宗教的指導者でもあるジョニー・ブルンブルンが制作した『泉のカササギガンと睡蓮』と題した樹皮画作品が、制作者から許可を得ずに T シャツに印刷して販売していたことに対する訴訟です。この係争についても同じく原告勝訴という結果になったのですが、単に制作者個人の著作権侵害が認められただけではなく、制作者のブルンブルンが属すガナルピュイング

(Ganalbingu) の人々がクランやコミュニティとして管理している知識を、ブルンブルンが美術作品として表現したものであったため、もし制作者個人ではなくクランやコミュニティとして提訴しても衡平法上の救済措置^{レメディー}を受ける権利を有していたことが判決で認められた稀な例となりました [JANKE 1998; BROWN 2003: 43-68; 久保 2003; シャーマンとワイズマン 2008: 197-198]⁶⁾。

6) 例えば、アボリジニのヨルングの人々が制作する樹皮画などの美術工芸品に描かれる神話のデザインや、意味や、集団的な知識の管理、商業的利益の分配の様相については、窪田やシャーマンとワイズマンを参照 [窪田 2007: 190-193; シャーマンとワイズマン 2008]。

EoF もしくは TCEs の不正使用については、著作権侵害を争点とする訴訟が行われているばかりでなく、商標登録によるアート作品の保護という行政との連携事業も行われています。オーストラリアでは、2000年に国立先住民美術工芸局が「真正性保証書」として知られる認証マークを登録し、市場において「ホンモノ」の先住民製の商品を非先住民製の製品から区別する消費者教育に寄与しています。

加えていうと、こうした商標登録や先住民製の真正性を主張するタグを付すことは、他の先住民にもみられる知的財産権による保護です。例えば、非サーミ会員による工場製の類似品に対して、北欧の先住民サーミが伝統的な素材を用いて手作業で制作した美術工芸品であるとの品質保証を証明する「サーミ・ドゥオッチ」という商標を登録していたり [葛野 1990: 233, 1996: 121, 1998: 177-178]、カナダ政府がイヌイト製のアートをニセモノから識別するためにイグルーのマークの商標 (Igloo tag) を登録したり [GOVERNMENT OF NUNAVUT, Department of Economic Development & Transportation]、米国アラスカ州では「シルバー・ハンド・プログラム」という商標登録制度によって、アラスカの先住民の人々の手作りの美術工芸品を他の機械製や非アラスカ先住民製のものと識別する一つの基準を設けたりしています [ALASKA STATE COUNCIL ON THE ARTS]。ニュージーランドのマオリが制作する美術工芸品についても、政府機関であるクリエイティブ・ニュージーランド (Creative New Zealand, 旧称クイーン・エリザベス二世アート・カウンシル) の下部機関であるマオリ・アート委員会 (Maori Arts Board) が主導した「トイ・イホ (toi iho)」という商標登録制度が2010年初頭まで存在しました [toi iho]⁷⁾。

7) トイ・イホは美術工芸品の制作者や販売者を細分化しており、①マオリの個人および集団による「マオリ製 (Maori made)」、②主にマオリのアーティストを多く含む集団制作製である「主にマオリ製 (Mainly Maori)」、③「マオリと非マオリの共同開発 (Maori Co-production)」、④「ホンモノ」のマオリ・アートを取り扱う小売業者やギャラリーを対象とした「マオリ・アート取扱業者 (Licensed Stockist)」の四つの登録商標を区別していました [toi iho]。

3. 現行知的財産権保護の適格内容との乖離

ここで列挙した EoF の不正使用に対するいくつかの対応の事例は、創作物としての EoF の制作者個人もしくはコミュニティ (会員) が集団的に有する排他的使用権を、国内法制や州法制に依拠する司法解決や商標登録によって、国家や州政府レベルで (結果として) 保護する動向を示しています。こうして「先住民の知的財産」に関する諸事例は、先住民を包含する国家において個々のケースが集積して一つの大きな枠組みとなっているのですが、国際的な保護の文脈におい

ては、今日でも有効な確固たる一つの法的解決の糸口は見つかっていません。その主たる要因は、先住民をめぐる国際政治・経済的な問題ばかりか、「先住民の知的財産権」という概念自体が現行知的財産法制の適格要件にそぐわないとする法解釈上の見解にあります。

国際政治・経済的な文脈における「先住民の知的財産問題」は、多くが「先住民の知的財産」によって生ずる商業的利益をめぐる国家間の駆け引きに収斂しがちなのです。先進国企業が主に途上国の（先住民居住地の）生物資源へ関心を高める中、途上国側が国家として生物多様性や伝統的知識へのアクセス規制を強化し、それによって国家が享受する利益配分や技術移転を有利に進めたいと目論む駆け引きにおいて、この問題がしばしば言及されてきました。また、音楽 CD や映画 DVD の海賊版製造と市場への横流しを「知的海賊行為」として先進国から糾弾されてきた途上国は、GATT ウルグアイ・ラウンドや WIPO 等の国家間交渉時に、バイオ・パイラシーを行う先進諸国に対して、TRIPS 協定と CBD の整合性を問うことで巻き返しを図ってきました。途上国政府にとって「先住民の知的財産問題」は、先進諸国との国家間協議における重要な交渉カードの一つとなっている現状があるのです。このように、国家間協議の場において途上国側が政治的駆け引きの道具としてこの問題を利用すればするほど、先進国側はこの交渉カードが出されるきっかけとなった先進国側が提起した工業所有権侵害などの別の問題の交渉を有利に進めようとするため、すでに整備してきた国内法での解決の可能性を引き合いに出し、途上国側が主張する国際的な取り決めの決議が必ずしも必要ではないといって、議論が平行線のまま終始してしまう傾向にあります。さらに、知的財産法を専門とする法学者や法政策学者などは、国際的な問題解決に向けて協議の機会は増えているものの事態が進展しない要因の一つとして、そもそも「先住民の知的財産権」という考え方自体が現行知的財産法制における法的保護の適格要件から乖離していることを指摘しています。

例えば、1995 年から 1997 年までアジア太平洋経済協力（通称 APEC）の知的財産専門家会合議長を務め、2010 年現在は特許庁審判部長である高倉成男は、この適格要件の齟齬について主として以下の 3 項目から検討しています。第一に、伝統的知識の集団的所有に関する点であり、それは先住民個人が所有する情報ではなく集団的に共有される情報であるため、個人的権利の独占的保護を前提とする現行知的財産法制には適合しない点。第二に、伝統的知識の歴史的継続性に関する点であり、一般に伝統的知識の特質とされる永遠性は、一定の期間内で保護される特許法や著作権法にはなじまない点。第三に、伝統的知識の包括的な指示内容に関する点であり、それは技術的要素と文化的要素（宗教的知識など）に分離することが難しく、技術的要素を保護する特許制度と文化的要素を保護する著

作権制度という個別の法制度に分類される近代知的財産法制の体系が、伝統的知識の包括的な保護に適合しない点、といった内容です [高倉 2000:659-661]⁸⁾。そして高倉をはじめ多くの知的財産法を専門とする法学者や法政策学者などは、これらの諸点において、「先住民の知的財産」を現行知的財産法で保護することは困難であると結論づけています [高倉 2000；大澤 2002b；山名 2002；青柳 2004、2006；常本 2005 など]。

4. 法的保護に依拠しないオルタナティブな「先住民の知的財産問題」の解決策

先に挙げたアボリジニの個人もしくは団体での訴訟などは、オーストラリアという一つの国家の裁判所の法解釈であって、複数の国家からなる国際的な枠組みでは、制度として成立していません。この様な状況に対して、WIPO や国連などの国際機関が、現行知的財産法の改正に向けた取り組みを行っています。さらにそれだけではなく、「伝統的資源の権利」や「共同体の知的財産権」といった新たな権利の枠組みの確立を目指した特別立法 (*sui-generis*^{スイ ジェネリス}) を、国際法 (条約) や国家法や地域法として制定することで、現在「先住民の知的財産」という用語で表現されるものの保護をさまざまなかたちで図っていこうとしているのが今日の状況となっています⁹⁾。

加えて、必ずしも法的保護に依拠しない「先住民の知的財産問題」の解決策もすでにいくつか検討されています。それらは先住民 (コミュニティ) との事前の契約締結と、社会的制裁によるものです。経済法の独占禁止法を専門とし先住民の知的財産についての権利的側面に詳しい青柳由香は、前者の事前の契約として、遺伝子資源や宗教的秘匿事項などの先住民の伝統的知識を対象とする研究者などは、所属する学会の倫理規定などに依拠して、研究対象とする先住民 (コミュニティ) に対して十分なインフォームド・コンセントを行い、そして先住民の担当者と調査の実施に関する「契約」を結び、被調査者たる先住民 (コミュニティ) がよそ者の調査を監視・管理すること (community controlled research) を挙げています。学術論文などで先住民 (コミュニティ) の知的な資源が二次的に利用される場合には、先住民 (コミュニティ) は「契約」にしたがって研究者などに遵守すべき項目や方法や条件を直接提示することが可能となります。また、それによって先住民 (コミュニティ) は知的な資源の二次的使用から生じる利益配分を「契約」に則って享受できる可能性が残されます [青柳 2004:146-147]。仮に研究者などが先住民 (コミュニティ) の知的な資源の不正使用を行った場合、先住民 (コミュニティ) は契約不履行を争点とする訴訟を起こして、差し止めや損害賠償請求をすることができるのです。もう一つの社会的制裁について青柳は、その確実性が不明確なことや強制力の欠如などを考慮した上で、マスコミによる

8) ここで扱わなかった知的財産法を構成するその他の法律 (商標法、意匠法、不正競争防止法) が定める適合要件との乖離については、高倉や青柳を参照 [高倉 2000:660-661；青柳 2004:151-157]。

9) 例えば、国家法や地域法としてすでに制定されたものとして、フィリピンの大統領令 247 号 (1995 年) と先住民権法 (1997 年)、コスタリカの生物多様性法 (1998 年)、インドの生物多様性法 (2000 年)、アンデス共同体の決議 486 号知的財産についての共通制度 (2000 年)、アフリカ統一機構のコミュニティの権利及び生物資源アクセス管理に関するモデル法 (2000 年) などがあります [青柳 2004:172]。

批判を挙げています〔青柳 2004：147〕。

青柳の提示した、法的保護に依拠しないオルタナティブな「先住民の知的財産問題」の解決策は、先住民（コミュニティ）への配慮がなされている点や、研究者を含む関係者の倫理にうったえかける点、さらに実現可能性といった点が評価に値します。ただし、以下のような懸念が残ります。前者については、先住民（コミュニティ）のどのような立場の人物と「契約」を交わすのかという、コミュニティにおけるゲートキーパーの政治的代表的性の問題です。ゲートキーパーの判断がコミュニティの総意ではない場合もありうるし、そのために調査許可などを申請・取得する行為が、他方の派閥を構成する人々から非難されることにつながるかも知れません。比較的少数の人口から構成される先住民コミュニティには、政治的代表的性をめぐる派閥争いがあることが多く、しかもその派閥争いはコミュニティの規模が小さいために日常生活の随所で顕在化することが多いでしょう。よそ者がゲートキーパーを指名することは不可能ですが、「契約」を交わす人物の選定の結果、コミュニティ内の派閥争いに巻き込まれる可能性も考慮しなければなりません。後者についても、比較的短期間の取材においてどの程度その文化や伝統的知識の管理形態を知りうるかという懸念や、信頼することができる情報の選定の仕方、さらに先に述べた「契約」締結と同様に、取材対象とする特定の人物の代表性や社会的立場について考慮する必要があると思われます。

しかしながら、このような懸念事項はこれまでの「先住民の知的財産問題」の議論の推移に照らし合わせてみると、あまり的を射ない内容かも知れません。なぜなら、バイオ・パイラシーを批判したシヴァが、CBDの条文内に先住民自身の権利の内容や帰属について何ら規定がなされていないことを指摘したように〔シヴァ 2003〕、「先住民の知的財産問題」の議論の潮流には、この問題の当事者である先住民自身の声が反映されたり、先住民による草の根的対応の詳細がとりあげられたりすることがあまりなかったからです。すなわち、当事者たる先住民（コミュニティ）をこの問題の解決に向けた議論に加えること、もしくは加わる余地を確保しておくこと、さらにコミュニティに対して影響をおよぼしうる内容を自分たちで検討して対応案を提示させることなどがまず重要な点なのです〔青柳 2005〕。知的財産法の実務者や国際機関の業務に携わる人々や先住民コミュニティや「伝統的コミュニティ」の文化機関の担当者（ゲートキーパー）といった特定の人物だけに限定して当事者性を与えるのではなく、「先住民の知的財産問題」をそうしたコミュニティ全体に開かれたアリーナとして留保する意味において、法的保護に依拠しないオルタナティブな「先住民の知的財産問題」の解決策を探ることは非常に意義深い視点であると思われます。

このように考えてみると、マスコミの記者などが取材対象とする相手が、ある

問題に対する集団としての確固たる一つの回答を出さなければならない必要はないし、そもそもコミュニティ内における政治的代表性をめぐる派閥争いがあるのは例外的ではなく、どのコミュニティにも程度の差はあれ存在するものであり、彼らを画一的に捉えようとする思考が問題視されるべきでしょう。

将来的に多数の個からなる先住民コミュニティから多様な対応やさまざまな声が集まれば、そこから新たな解決策の道筋が拓かれることにつながるかも知れません。ただし、だからといって、「先住民の知的財産問題」に関連する解決に向けた課題を全て彼ら先住民に押しつけることはできません。ブラッド・シャーマンとリーン・ワイズマン (Brad Sherman and Leanne Wiseman) が述べているように、「先住民のコミュニティの文化、科学及び技術を規律し保護するルールを、彼らのコミュニティ自身が決定する機会を持つことは重要であるが、同時に、現地法及び慣習法の限界を認識することも重要である。特に海賊行為は、慣習法の適用ないし管轄権が及ぶ範囲の外で行われるということ認めざるを得ない。この点において、現地法が国家制度及び国際的制度和関連付けられることを可能にする仕組みを構築することが課題となる。そのためには、さらに、先住民コミュニティに解決を委ねることができる事項と、より広範な枠組みを必要とする事項との間を区別することが必要」となるためです [シャーマンとワイズマン 2008 : 216]。

5. 「先住民の知的財産問題」に対する研究者からの貢献

本稿を締めるにあたり、シャーマンとワイズマンがいう先住民コミュニティの現地法及び慣習法が及ぶ範囲の外で行われている海賊行為を想定しながら、法的保護に依拠しないオルタナティブな「先住民の知的財産問題」の解決策のあり方をもう一つ提示したいと思います。それは文化人類学などの学問分野を専門とする研究者と先住民（コミュニティ）との協働^{きょうどう}です。青柳が述べたところの、前者の先住民（コミュニティ）との事前の契約締結による解決策に関連する内容です。なお、ここでいう協働とは、二者以上の主体が異なる立場から相互に不足を補い合い、協力しながら課題解決に向けて積極的に取り組むことで、補完性の原則に基づく活動のことを指します。

（先住民）コミュニティが主導する伝統的知識や知的財産に関する何らかの調査や、彼らによそ者の研究者に調査への参与を認めたり成果報告時の遵守事項を直接提示したりすることを契約として交わす必要は必ずしも無いかも知れませんが、フィールドワークという研究手法を重視し、そのため先住民コミュニティなどと比較的近い距離で接することの機会が多かった文化人類学者などは、先住民の慣習法が適用せず管轄権が及ばず、言語的な障壁のために先住民の人々が自分

たちでは収集することが不可能な国外などで生じている海賊行為についての情報を収集したり、そもそもなぜそれが先住民によって海賊行為と見なされるかを彼らの慣習法から検討したり、国外などで収集した情報を先住民（コミュニティ）に提供したり、その結果コミュニティから発せられる多様な声を収集したり、そのような応答や声が統一しない要因をコミュニティの社会・文化的側面から検討したり、彼らの意見や要望を海賊行為の実施者や関連諸国際機関や、海賊行為の結果として製造される商品等を購入する消費者や、実際に購入しないまでも消費者となる可能性を潜在的にはらんだ市民や、関連する学界などに伝えたりする一連のプロセスをとることで、より厚い情報や交叉する見解を関連するアクター間に環流させる媒体となることは可能だと思います。

バイオ・パイラシーや EoF の不正使用の多くの事例において、「被告」たる非先住民の当事者の多くは、自ら行った行為の現行知的財産法や慣習法の下での違法性や、そうしたものへの配慮や倫理について認識すらしていないことが多くを占めるらしく [ワイカト 2008]、それゆえ市民社会への周知は一定の効果が期待できそうです。さらにいうと、そうした「被告」には EoF などを研究対象とする文化人類学者や考古学者が多く含まれていて、批判を受けた者の中には、自らの行為を「学問の自由」と「言論の自由」を掲げながら「世界的共有物 (global commons)」の部分的利用であるとして正当化し、先住民コミュニティに反論したケースもあったようです [シャーマンとワイズマン 2008 : 210]。今後「伝統的コミュニティ」や先住民コミュニティの人々が一般的な知的財産に関する権利意識をより重要なものとして捉えていき、さらに彼らではないよそ者の研究者が先住民コミュニティの「知的財産」について調査・研究上のアクセスを引き続き行っていくならば、「知的財産」侵害の「被告」として非難される可能性はますます増加していくことになるでしょう。

逆に言えば、そういった意味で、文化人類学者をはじめとする研究者は、学会が定める倫理規定のような自主的な活動規制の取り決めから逸脱しないよう自らの行動を律するばかりでなく、調査・研究対象とする人々が提示するかも知れない遵守を求められる規則（慣習法であったり、「知的財産」を保護・管理するために先住民が独自に新規に定める *sui generis* かもしれない）にも十分な注意を払っていくべきだと思います。特に文化人類学はこの点について真摯に受け入れるべきです。なぜなら、文化人類学は、先住民や「伝統的コミュニティ」が保持する宗教や生活や歴史や言語や物質文化といった EoF や TCEs などを含む包括的な文化、つまりこれまでの議論の流れでいうところの「先住民の知的財産」を主たる調査・研究対象（学問分野にとっての一つの重要な資源）として収集して、事後的に学術的な解釈を行い、時には対象となるコミュニティから解釈の是

非や表象のあり方や公開の是非について批判を受けながらも、それらを主として非商業的に利用することで、学界全体としての「知的財産」たる民族誌や学術論文などの研究成果を蓄積して発展してきた学問だからです。すなわちこの意味において、文化人類学はまさに「先住民の知的財産問題」の一つの鍵となるアクターといっても差し障りないでしょう。そう考えると、文化人類学者は先住民の伝統的知識や「知的財産」を、あらゆる者に開かれた^{グローバル・コモンズ}世界的共有物として捉えるのではなく、先住民という特定の人々によって管理されている資源として認識し、管理者たる彼らから許可を得てそれらを部分的に使用させてもらう行為としての学術調査と、それらを学術的に分析し解釈した結果まとめる研究者の知的財産としての研究成果（管理者による事前の検閲が求められる場合もあり、場合によっては共同成果となる）とを区別して考えていかねばなりません。

筆者は、先に述べた先住民（コミュニティ）との協働を前提とする研究者による情報環流促進とでもいうべき方法が、法的保護に依拠しない「先住民の知的財産問題」の一つの解決策として有効だと思う一方で、それが同問題の解決にとって必要条件ではないこと、強制力がないこと、さらにいうと、被調査者による調査者を規制する何らかの管理がある場合に調査者がそれに従うことは義務ですが、調査者と被調査者との協働は両者にとって義務ではないこと、それゆえ協働を前提とする情報環流促進という方法も義務ではなく一つの選択肢に過ぎないことを承知しています。ただしこれまで見てきたように、文化人類学（者）を筆頭とする学界（研究者）はこの問題に関して無害透明な存在ではなく、一つのアクターとして中核に位置してきました。EoF や「知的財産」の不正使用という比較的近年に使用が始まった言葉ではないですが、被調査者としての先住民側からそれとほぼ合致する内容の批判にさらされた歴史を有しているのです。例えば文化人類学は学問のあり方の自省をもってそうした批判への回答とするのではなく、義務とはいわないまでも何かしらの実践的貢献もすべき時期にあると筆者は考えています。

謝 辞

本論の執筆にあたり、北海道大学大学院法学研究科 21 世紀 COE プログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」博士研究員の渡部俊英氏と、東海大学法学部専任講師の青柳由香氏から法律関連専門用語の使用法と内容の確認について指導をいただきました。末筆ながら謝意を表します。なお、本研究の遂行にあたっては、平成 22 年度科学研究費補助金・特別研究員奨励費（伊藤敦規代表、「北米先住民ホピの知的財産権問題をめぐる文化人類学的研究」、課題番号 21929）の交付を受けました。

<参考文献>

青柳由香

- 2004 「伝統的知識・遺伝資源・フォークロア——知的財産としての保護の概要」『国際経済法と地域協力』、石川明ほか（編）、pp. 133-176、信山社出版。
- 2005 「伝統的知識等に関する法整備への先住民及び地域共同体の参加について」『知的財産法政策学研究』8、pp. 95-112、北海道大学大学院法学研究科 21 世紀 COE プログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」。
- 2006 「知的財産と文化——多文化共存と国際機構」『国際機構』、庄司克宏（編）、pp. 189-205、岩波書店。

植松 敏

- 1994 「序——日米知的財産権訴訟問題について」『日米知的財産訴訟』、小林秀之（編）、pp. 1-10、弘文堂。

大澤麻衣子

- 2002a 『伝統的知識の保護と知的財産に関する一考察——遺伝資源及び伝統的知識の保全から活用の時代へ』（特許庁委託平成 13 年度工業所有権研究推進事業報告書）、財団法人知的財産研究所。
- 2002b 「知的財産としての伝統的知識の保護——国際的展観と課題」『知財研フォーラム』50、pp. 29-32、財団法人知的財産研究所。

小野昌延

- 1998 [1994] 『知的財産法入門』、有斐閣。

葛野浩昭

- 1990 『トナカイの社会誌——北緯七〇度の放牧者たち』、河合出版。
- 1996 「サンタクロースとトナカイ遊牧民——ラップランド観光と民族文化著作権運動」『観光人類学』、山下晋司（編）、pp. 113-122、新曜社。
- 1998 『サンタクロースの大旅行』、岩波新書。

久保正敏

- 2003 「模倣と創造——エスニック・アートとファイン・アート」『模倣と創造のダイナミズム』、山田奨治（編）、pp. 215-239、勉誠出版。

窪田幸子

- 2007 「アボリジニ美術の変貌——文化資源をめぐる相互構築」『資源化する文化 2』、山下晋司責任編集、内堀基光総合編集、pp. 181-208、弘文堂。

シヴァ、ヴァンダナ

- 2003 『生物多様性の危機——精神のモノカルチャー』、戸田清、鶴田由紀（訳）、明石書店。

シャーマン、ブラッドとワイズマン、リーン

- 2008 [2006] 「先住民の創作物の著作権による保護——今後の課題」『知的財産法政策研究』19、鈴木将文訳、pp. 191-220、北海道大学大学院法学研究科 21 世紀 COE プログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」。

高倉成男

- 2000 「先住民の知的財産」『AIPPI』45、pp. 2-12、社団法人日本国際工業所有権保護協会。

田上麻衣子

- 2008 「遺伝資源及び伝統的知識をめぐる議論の調和点」『知的財産法政策学研究』19、pp. 167-190、北海道大学大学院法学研究科 21 世紀 COE プログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」。

常本照樹

- 2005 「先住民族の文化と知的財産の国際的保証」『知的財産法政策学研究』8、pp. 13-36、北海道大学大学院法学研究科 21 世紀 COE プログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」。

細川弘明

- 2009a 「生物多様性と先住民族 (1) ——<生物多様性>への視座」『先住民族の 10 年 News』154、pp. 16-17、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2009b 「生物多様性と先住民族 (2) ——科学と民族知の関係」『先住民族の 10 年 News』155、pp. 14-15、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2009c 「生物多様性と先住民族 (3) ——知識の所有権と環境保全の関係」『先住民族の 10 年 News』156、pp. 18-19、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2009d 「生物多様性と先住民族 (4) ——食物レパトリーと適応力」『先住民族の 10 年 News』157、pp. 18-19、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2009e 「生物多様性と先住民族 (5) ——自然保護と先住民族土地権の関係」『先住民族の 10 年 News』158、pp. 10-11、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2009f 「生物多様性と先住民族 (6) ——異なるタイプの生物多様性との関わり」『先住民族の 10 年 News』160、pp. 16-17、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2010a 「生物多様性と先住民族 (7) ——生命特許 VS 先住権 (その 1)」『先住民族の 10 年 News』161、pp. 12-13、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2010b 「生物多様性と先住民族 (8) ——生命特許 VS 先住権 (その 2)」『先住民族の 10 年 News』162、pp. 12-13、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2010c 「生物多様性と先住民族 (9) ——IT を薬籠にいた森番」『先住民族の 10 年 News』163、pp. 14-15、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2010d 「生物多様性と先住民族 (10) ——キノア生命特許事件は薄氷の勝利 (その 1)」『先住民族の 10 年 News』164、pp. 12-13、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2010e 「生物多様性と先住民族 (11) ——キノア生命特許事件は薄氷の勝利 (その 2)」『先住民族の 10 年 News』165、pp. 12-13、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2010f 「生物多様性と先住民族 (12) ——ABS の正当性と公平性への懸念」『先住民族の 10 年 News』166、pp. 12-13、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2010g 「生物多様性と先住民族 (13) ——CBD 交渉の土俵での先住民族の主張 (その 1)」『先住民族の 10 年 News』167、pp. 16-17、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2010h 「生物多様性と先住民族 (14) ——CBD 交渉の土俵での先住民族の主張 (その 2)」『先住民族の 10 年 News』168、pp. 16-17、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2010i 「生物多様性と先住民族 (15) ——IIFB、COP10 に臨む (その 1)」『先住民族の 10 年 News』169、pp. 2-3、先住民族の 10 年市民連絡会。
- 2011 「生物多様性と先住民族 (16) ——IIFB、COP10 に臨む (その 2)」『先住民族の 10

年 News』170、pp. 5-7、先住民族の10年市民連絡会。

山名美加

2002 「知的財産権と先住民の知識——遺伝資源・伝統的知識における『財産的情報』をめぐる考察」『現代思想』9、pp. 152-164、青土社。

ワイカト、タニア

2008 「ニュージーランドにおけるマオリの知的財産の保護」『知的財産法政策学研究』19、田上麻衣子（訳）、pp. 221-241、北海道大学大学院法学研究科21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」。

BROWN, Michael.

2003 *Who Owns Native Culture?* Cambridge : Harvard University Press.

JANKE, Terri

1998 *Our Culture : Our Future : Report on Australian Indigenous Cultural and Intellectual Property.* Australian Institute of Aboriginal and Torres Strait Islander Studies and Torres Strait Islander Commission.

TORSEN, Molly and Jane ANDERSON

2010 *Intellectual Property and the Safeguarding of Traditional Cultures : Legal Issues and Practical Options for Museums, Libraries and Archives.* World Intellectual Property Organization (WIPO) .

<ウェブサイト>

首相官邸 (2011年10月24日アクセス)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>

北海道大学アイヌ・先住民研究センター「先住民族の権利に関する国際連合宣言」

(2011年10月24日アクセス)

www.cais.hokudai.ac.jp/archive/pdf/indigenous_people_rights.pdf

文化審議会著作権分科会「文化審議会著作権分科会報告書」

(2011年10月24日アクセス)

http://www.cric.or.jp/houkoku/h18_1b/h18_3b-1_main.html#3

ALASKA STATE COUNCIL ON THE ARTS (2011年10月24日アクセス)

<http://www.eed.state.ak.us/aksca/native.htm>

CONVENTION ESTABLISHING THE WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

(2011年10月24日アクセス)

http://www.wipo.int/treaties/en/convention/trtdocs_wo029.html#P50_1504

GOVERNMENT OF NUNAVUT, DEPARTMENT OF ECONOMIC DEVELOPMENT & TRANSPORTATION

Nunavut Sanaugait : A strategy for growth in Nunavut's arts and crafts sector

(2011年10月24日アクセス)

www.edt.gov.nu.ca/docs/Sanaugait_eng.pdf

toi iho (2011年10月24日アクセス)

<http://toiho.com/>

United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples

(2011年10月24日アクセス)

<http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/en/drip.html>